

障がい者基本計画・障がい福祉計画の概要

資料1

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国では、平成18年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障がい者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきています。

■ 障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none">・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化・「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）の導入・サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入
H21	障がい者制度改革推進本部の設置（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none">・障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障がいのある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
H22	【改正】障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none">・応能負担を原則とする利用者負担の見直し・障がい者の範囲の見直し（発達障がいを追加）
H23	【改正】障害者基本法の施行	<ul style="list-style-type: none">・目的規定および障がい者の定義の見直し・地域社会における共生・差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none">・障がい児施設の再編・放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none">・虐待を発見した者に通報の義務づけ・虐待防止等の具体的スキームの制定・障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）	<ul style="list-style-type: none">・共生社会実現などの基本理念の制定・障がい者の範囲見直し（難病等を追加）
	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none">・障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H27	難病法の施行	<ul style="list-style-type: none">・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
H28	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none">・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成30年4月施行	<ul style="list-style-type: none">・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える

年	主な制度・法律	主な内容
H28	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者支援地域協議会の設置 ・発達障がい者支援センター等による支援に関する配慮
障害者基本計画（第4次）策定		
H30	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
H31	障害者文化芸術推進計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法 ※令和2年4月施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする

（2）計画策定の趣旨

本市では、平成27年に障害者基本法に基づく「第2期栗東市障がい者基本計画」、平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第5期栗東市障がい福祉計画（含 第1期障がい児福祉計画）」を策定し、障がいの有無に関わらず、すべての市民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会の実現を目指し、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすための様々な施策や福祉サービスの充実に取り組んできました。

これらの計画は相互に密接な関係があること、共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、この3つの計画が終了となる令和3年度からは3つの計画を一体的に策定するものとします。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

① 第3期障がい者基本計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画で、市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

② 第6期障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障がい福祉計画で、計画期間各年度の障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

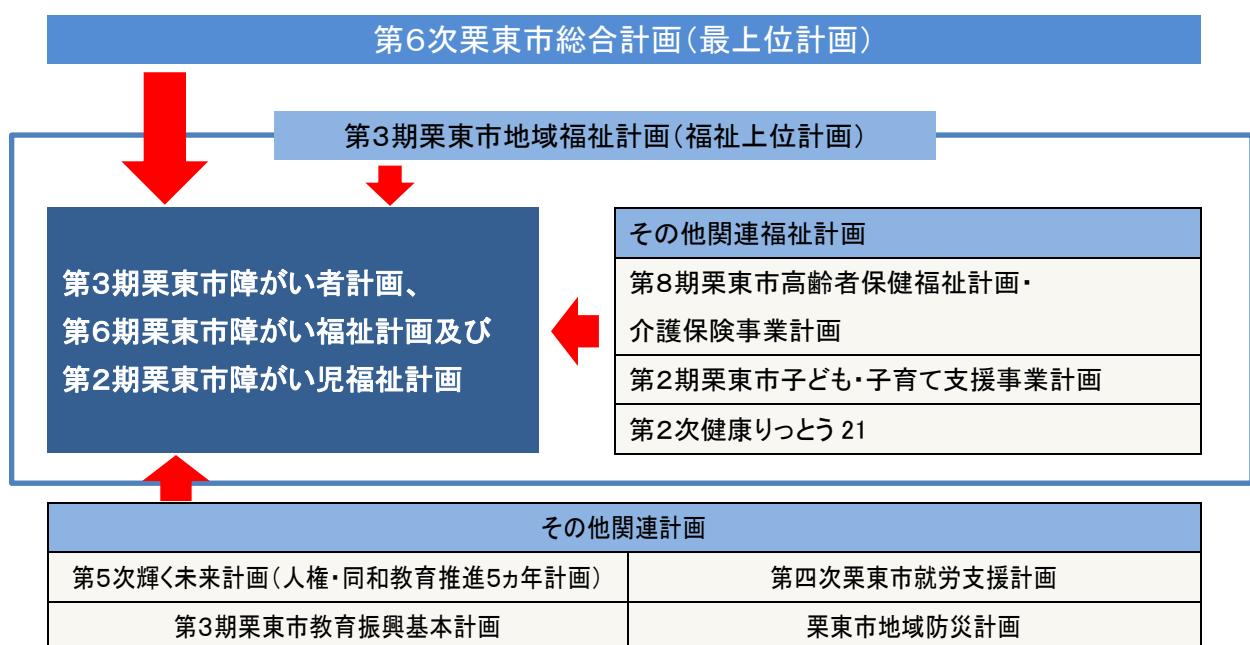
③ 第2期障がい児福祉計画（障がい福祉計画に含んで策定）

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障がい児福祉計画で、計画期間各年度の障がい児通所支援及び障がい児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる栗東市総合計画をはじめ、栗東市地域福祉計画、栗東市高齢者福祉計画、栗東市子ども・子育て支援事業計画、健康りつとう21、輝く未来計画、栗東市就労支援計画などの関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

■イメージ図



3 第4次障害者基本計画のポイント

■ 国の障害者基本計画（第4次）のポイント

①計画の特徴

障害者権利条約の批准後に初めて策定される障害者基本計画

②計画の期間

平成30年度からの5年間

③基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

④基本原則（変更なし）

地域社会における共生等・差別の禁止・国際的協調

⑤各分野に共通する横断的視点（★は新たな視点）

条約の理念の尊重及び整合性の確保★

社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援★

PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進★

⑥各分野における障がい者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

4

障がい福祉計画に係る基本指針の見直しについて

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」を定めるものとされています。

■ 国の基本指針見直しの主なポイント

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の水準や充足状況の継続的な検証・検討
- ・地域における障がい者の生活を支えるサービスの充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・新たな成果目標の設定(精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇)
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症に対する取り組み

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・成果目標「福祉施設から一般就労への移行者」について、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の区別での設定
- ・新たな成果目標の設定(就労定着支援事業の利用者数、農福連携、大学在学中の就労移行支援事業、高齢障がい者における社会参加・就労等)

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「断らない相談支援」「社会とのつながりや参加の支援」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制に関する基本的な姿勢・理念の追加

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実(ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等)
- ・発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に関する取り組み

⑥障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

■聴覚障がい児の早期支援の推進

- ・難聴児支援のための中核機能の整備(児童発達支援センター、特別支援学校等)
- ・新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築

■児童発達支援センターと障がい児入所施設の果たすべき役割の明記

- ・障がい児の地域社会への参加や包容に向けた児童発達支援センターの地域支援機能の強化
- ・障がい児入所施設の小規模化(ケア単位)を推進
- ・地域に開かれた施設運営の推進(地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援等)

■18歳以降の支援のあり方についての協議のための体制整備

■都道府県・市町村障がい児福祉計画におけるニーズの把握

- ・重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズ把握に関する取り組み

⑦障がい者による文化芸術活動の推進

- ・障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの整備(都道府県単位)

⑧障がい福祉サービスの質の確保に関すること

- ・障がい福祉サービスの円滑な実施に向けた取り組みの推進(研修体制の充実、協議会の活用、監査の適正実施とフィードバック等)

⑨障がい福祉人材の確保に関すること